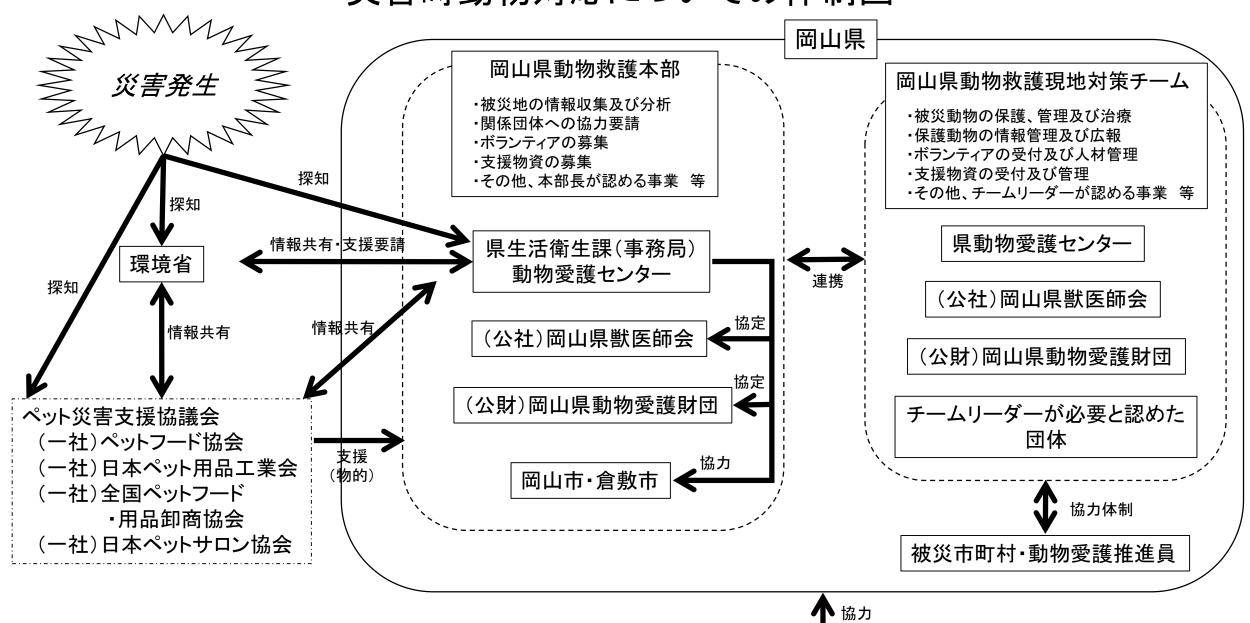
災害時動物対応についての体制図



県外自治体・動物愛護団体

岡山県災害時動物対応要綱

I 趣旨

この要綱は、岡山県動物愛護管理推進計画に基づき、動物による人への危害防止及び動物愛護思想に基づく被災地の飼い主支援の観点から、震災等の緊急災害時(以下「災害時」という。)又は災害時に備え平常時に、県が行う具体的行動を示したものである。

なお、本要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく業務も含むものであり、岡山市及び倉敷市域において全てが適用されるものではない。

Ⅱ 平常時の対応

1 飼い主への周知

動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めることは、飼い主の責務であることから、災害時に備え、飼養している動物が逸走しないよう確実につなぐ等するとともに、犬の鑑札及び注射済票、迷子札等の装着、ペットフードの備蓄、避難所での飼養を想定したケージ飼い訓練等の防災準備に努めるよう飼い主に広く周知する。

2 各市町村への要請

市町村は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責任者であることから、飼い主への防災準備の周知や動物の同行避難を想定した避難所の受け入れ体制の整備等について要請する。

3 特定動物飼養施設への指導

災害時においても特定動物が確実に管理できるよう、飼養施設の保守点検や災害時 対応マニュアルの事前準備等を指導するとともに、飼養者の緊急連絡先を把握してお く。

4 動物取扱業者への指導

災害時における飼養動物の管理について、避難場所の確保等災害時対応マニュアル の事前準備等を指導するとともに、業者の緊急連絡先を把握しておく。

5 関係団体等との連携

災害時に円滑に動物救護活動ができるよう、平常時から関係団体等と情報交換を行い、相互の連携強化に努める。

Ⅲ 災害時の対応

1 岡山県動物救護本部(以下「救護本部」という。)

(1) 救護本部の設置

地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合において、被災地における動物等への対応が必要な場合、県は、救護本部を設置する。

(2) 現地対策チームの設置

救護本部の活動を円滑に実施するため、必要に応じて現地対策チームを設置する。

2 県の活動内容

(1) 被災地の情報収集等

被災地の情報を収集・分析するとともに、関係機関へ情報を提供する。

(2) 関係機関への協力要請

被災地の状況に応じて、ペット災害支援協議会へ支援要請を行うなど、必要に応じて関係団体等に救護活動等への協力要請を行う。

(3) 人への危害防止対策

県動物愛護センターは、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災 地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行う。

(4) 負傷動物の収容

県動物愛護センターは、通報に基づき、道路、公園、広場、その他の公共の場所に おける所有者不明の負傷動物の収容及び治療等に努める。

(5) 災害時の動物救護活動に関する協定を締結している団体(以下「協定団体」という。) との連携

協定団体間の連携を図り、その活動を支援する。

(6)物資等の配分

資材及び支援物資等の配分に努める。

3 協定団体

協定団体は、協定書に基づき、被災動物の治療や避難所等での動物の飼い主相談等の活動を行う。

4 災害の終息

(1) 救護本部の活動停止と解散

災害が終息し、救護本部の活動を継続する必要がないと認められる場合は、その活動を停止し解散する。

(2) 被災者等に対する周知

救護本部の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

岡山県動物救護本部設置要領

施行 平成 2 7年 3月 2 6日 最終改正 令和 5年 3月 3 1日

(名 称)

第1条 この本部の名称は、岡山県動物救護本部(以下「救護本部」という。)とする。

(目 的)

第2条 救護本部は、岡山県災害時動物対応要綱(以下「要綱」という。)に基づき、岡山県内で発生した災害時において、動物による人への危害防止及び被災地における動物救護事業を実施し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 本要領において、「被災動物」とは大、猫等の家庭動物で、被災者が飼養する動物 及び被災により負傷、逸走又は放浪している動物をいう。

(事 業)

- 第4条 救護本部は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1)被災地の情報収集及び分析
 - (2) 関係団体への協力要請
 - (3) ボランティアの募集
 - (4) 支援物資の募集
 - (5) その他、目的を達成するための活動として本部長が認めるもの

(構 成)

- 第5条 救護本部は、次の団体をもって構成する。
 - (1) 公益社団法人岡山県獣医師会
 - (2) 公益財団法人岡山県動物愛護財団
 - (3) 岡山県、岡山市及び倉敷市
 - (4) その他本部長が必要と認めた団体

(役員)

- 第6条 救護本部に次の役員を置く。
 - (1) 本部長1名
 - (2)副本部長4名以内
- 2 本部長は、保健医療部長とし、副本部長は動物愛護センター所長及び公益社団法人岡 山県獣医師会長を充てるとともに、必要に応じて岡山市保健所長及び倉敷市保健所長を 加える。
- 3 役員の任期は、救護本部の解散日までとする。

(役員の職務)

- 第7条 本部長は、救護本部を代表し、救護本部の事業を総理し、救護本部会議を主宰する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故等があり職務を遂行できない場合にはそ の職務を代行する。

(救護本部会議の招集等)

- 第8条 本部長は、第4条に掲げる事業を行うため、救護本部会議を招集することができる。
- 2 救護本部会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は本部長の決するところによる。

(行政機関等との連携)

第9条 救護本部は、その活動を円滑に実施するため、環境省等の関係省庁及び地方公共 団体等と連携する。

(事務局)

第10条 救護本部の事務局は、保健医療部生活衛生課に置くものとする。

(救護本部の設置及び活動の期間)

- 第 11 条 救護本部は要綱に基づき、県災害対策本部設置時において、被災動物への対応 が必要な場合には、協定団体に協力要請し設置する。
- 2 救護本部は、現地での対策を円滑に実施するため、現地対策チームを設置することができる。
- 3 現地対策チームの運営に関し、必要な事項は別に定める。
- 4 救護本部の活動期間は、設置された期日から救護本部会議で定めた期日までとする。 ただし、救護本部会議の決定により、この期間を延長できる。
- 5 救護本部の設置までの間、緊急に被災動物の救護を実施しなければならない場合には、 ペット災害支援協議会等に支援を依頼することができるものとする。

(活動内容の公表)

第12条 本部長は、救護本部の活動状況について、積極的に公表するものとする。

(救護本部の解散時期)

第 13 条 救護本部は、活動が終了し、本部長が活動の必要がないと認めるときは解散する。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、救護本部の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年3月26日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年3月22日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和2年10月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

岡山県動物救護現地対策チーム設置規程

施行 平成30年3月22日

(名 称)

第1条 この組織の名称は、岡山県動物救護現地対策チーム(以下、「現地チーム」という。)とする。

(目的)

第2条 現地チームは、被災現場において被災した動物を保護・収容し、適切な 管理等を行うことができるよう、現地における実務の中心を担うものとする。

(事業)

- 第3条 現地チームは、第2条の目的を達成するために、被災市町村との連携を 図りながら、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 被災動物の保護、管理および治療
 - (2) 保護した被災動物の情報管理および広報
 - (3) ボランティアの受付および人材管理
 - (4) 支援物資の受け付けおよび管理
 - (5) その他、目的を達成するための活動として現地チームリーダーが認めるもの

(構 成)

- 第4条 現地チームは、次の団体をもって構成する。
 - (1) 公益社団法人岡山県獣医師会
 - (2) 公益財団法人岡山県動物愛護財団
 - (3) 岡山県
 - (4) その他、現地チームリーダーが必要と認めた団体

(役 員)

- 第5条 現地チームに次の役員を置く。
 - (1) チームリーダー 1名
- (2) 副チームリーダー 1名
- 2 チームリーダーは救護本部長が指名する者とし、副チームリーダーはチームリーダーが指名する者を充てる。
- 3 役員の任期は、現地チームの活動期間終了日までとする。ただし、再任を妨 げない。

(役員の職務)

- 第6条 チームリーダーは、現地チームを代表し、事業を総理する。
- 2 副チームリーダーは、チームリーダーを補佐するとともに、チームリーダー に事故等があり職務を遂行できない場合にはその職務を代行する。

(現地チーム会議の招集)

- 第7条 チームリーダーは、第3条に掲げる事業を行うため、現地対策チーム会 議を招集することができる。
- 2 現地対策チームの議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の 場合はチームリーダーの決するところによる。

(救護本部等との連携)

第8条 現地チームは、その活動を円滑に実施するため、救護本部・動物愛護団 体等と密接に連携する。

(事務局)

第9条 現地チームの事務局は、動物愛護センターに置くものとする。

(現地チームの設置及び活動期間)

- 第10条 現地チームは、救護本部の指示により設置する。
- 2 現地対策チームの活動期間は、設置された期日から救護本部で定めた期日までとする。期日の延長についても、救護本部からの指示による。

(その他)

第11条 これに定めるもののほか、現地チームの運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月22日から施行する。

岡山県災害時動物対応マニュアル

岡山県保健医療部生活衛生課

令和2年10月 作 成(令和2年10月 6日施行) 令和5年 3月 最終改訂(令和5年 4月 1日施行)

I 趣旨

本編は、熊本地震の際の現地における活動状況を踏まえて作成したものであるが、その後に発生した平成30年7月豪雨の経験を踏まえ、従来の「岡山県災害時動物対応マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を全面改正したものである。

- Ⅱ 岡山県動物救護本部(以下「救護本部」という。)
- 1 救護本部が行う事項
- (1) 救護本部設置の条件

救護本部の設置は、岡山県災害対策本部(以下「災対本部」という。)(本部長:岡山県知事)の設置を前提とし、次のいずれかの条件を満たす場合、設置をすることとする。

- ① 被災自治体から設置要望があった場合
- ② 救護本部構成団体から設置要望があった場合
- ③ その他、救護本部長(本部長:岡山県保健医療部長)が必要と認めた場合
- (2) 救護本部の開催

救護本部会議を開催し、情報共有を図る。なお、必要に応じて、指定団体と環境省等 に出席を求める。

(3) 関係機関との連絡調整

引き続き指定団体に支援を要請した動物用資材等について、受入れ日等の調整を行う。

- (4) 救護本部の活動停止
 - ・次のいずれかの条件を満たす場合、救護本部長は会議を開催し、構成員の賛同を得た上で活動停止とする。
 - ① 県災対本部が活動停止、又は解散した場合
 - ② 開設した避難所がすべて閉鎖され、被災者が応急仮設住宅への居住を始めた場合
 - ③ その他、救護本部長が活動停止を指示した場合
- (5) 救護本部の解散
 - ・救護本部会議が解散を決定した場合、構成員及び被災自治体に対して通知を発出する。
 - ・解散については、指定団体及び環境省にも情報提供を行う。

2 救護本部構成団体の対応

- •「岡山県動物救護本部設置要領」に基づき、県生活衛生課内に事務局を置く。
- ・県生活衛生課は、救護本部を設置した旨を速やかに救護本部構成員及び被災自治体 に対し、救護本部長名(部長決裁)で通知するとともに、環境省に報告する。
- ・県生活衛生課は、ペット災害支援協議会等に対して、救護本部設置の旨を連絡すると ともに、必要に応じて、動物用資材等の支援等を要請する。なお、動物用資材等の送 付先は、岡山県動物愛護センター(以下「動愛センター」という。)とする。
- ・救護本部は、「岡山県動物救護現地対策チーム設置規程」に基づき、次のいずれかの 条件を満たす場合は、岡山県動物救護現地対策チーム(以下「現地対策チーム」とい

- う。)を設置し、動愛センターに事務局を担わせる。
- ① 被災したペットが多数死傷しているなど深刻な被害が出ている場合
- ② 飼い主不明の動物が多数放浪しており、人に危害が及ぶと想定される場合
- ③ 被災自治体からペット救護についての要請があった場合
- ④ その他、救護本部長により設置が適当と認めた場合

Ⅲ 平常時の対応

- 1 県生活衛生課(「岡山県動物救護本部」(以下「救護本部」という。)事務局)が行う事項
- (1) 災害時対応の準備
 - ア) 本マニュアルの内容について市町村等へ周知する。
 - イ) 災害時において必要となる動物用資材の備蓄など、必要な予算措置に努める。
 - ウ) 県庁関係課との情報共有を図る。
 - 工) 関係機関と連携し、災害時動物対応研修会及び訓練を実施する。
- (2) 関係団体との連携
 - ア) 救護本部構成団体が災害時に行う事項を確認し、協定をあらかじめ締結するなど、 必要な措置を講じる。
 - イ) 救護本部構成団体の連絡体制を確認する。
- (3) 県民への周知

自助を基本とした同行避難について、啓発資材やホームページを活用し周知を図る。

- (4) 県内市町村との連携
 - ア)避難所及び応急仮設住宅におけるペットの受入れに関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。(**参考資料1及び2**))を市町村へ周知する。
 - イ) 災害時動物対応研修会及び訓練への参加を呼びかける。
 - ウ)ガイドラインを参考とした避難所及び応急仮設住宅におけるペット受入れについて要請する。
- 2 動愛センターが行う事項
- (1) 災害時対応の準備
 - ア)災害時において必要となる動物用資材等(ペットフード含む)の備蓄及び管理
 - ・日常業務に使用する備蓄資材と災害時に使用する備蓄資材は分けて備蓄しておく。
 - ・備蓄資材がすべて使用された場合に備え、直ちに備蓄資材を入手できるよう、調 達先をあらかじめ確保しておく。
 - ・動物用ケージ、折り畳み式パイプテント、ペットフードについては、最低3日間 分は備蓄しておく。
 - イ) 災害時におけるペット収容に関する準備
 - ・既に保護・収容している動物との接触による感染症の罹患を防止するための策を 講ずる。
 - ウ)被災自治体への資材供給体制の確認
 - ・備蓄している動物用資材は、原則、被災自治体への貸与とする。
 - エ) 県生活衛生課との連携確認
- (2) 県民への周知
 - ア)動物避難用用品の備蓄
 - イ) 居住市町村の災害時動物救護対応の確認
 - ウ) 災害時における動物の保管・治療対応の確認
 - エ) 親類・知人等預けられる場所の確保

- オ)ペットの所有者明示措置
- カ)ペットのしつけの実施
- キ) 災害時動物対応研修会及び訓練関係
- (3)動物取扱業者及び特定動物飼養者への指導等
 - ア) 動物取扱業者及び特定動物飼養者の連絡先リストの作成
 - イ) 災害時における対応マニュアルの作成の指導
 - ウ) 災害時に備えた餌や資材の備蓄の指導
 - エ)動物取扱業者に対する災害発生時に避難できる施設等の整備
- 3 県と関係団体との連携事項
- (1)公益社団法人 岡山県獣医師会(以下「県獣医師会」という。)
 - ア) 災害時の動物救護活動に関する協定書(以下「災害協定」という。) 細目第1条(4) に基づき、平常時から情報交換を行い、相互の連携強化を図る。
 - イ) 岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定書(以下「包括協定」という。) について、災害時に県保健福祉課に活動認定が申請できるように準備をするよう指 導する。
 - ウ) その他、必要な情報交換を行う。
- (2) 公益財団法人 岡山県動物愛護財団(以下「動愛財団」という。)
 - ア)災害協定細目第1条(5)に基づき、平常時から情報交換を行い、相互の連携強化 を図る。
 - イ) 県内の登録ボランティアのうち、災害時に支援活動が可能な者をあらかじめ選定しておくよう指導する。

- Ⅳ 災害発生初期(0~3日)の対応
- 1 県生活衛生課(動物救護本部事務局)が行う事項
- (1)動物救護本部事務局活動

救護本部長である県保健医療部長が、救護本部の設置が必要と認めた場合、県生活衛生課内に事務局を設置し、災害時動物救護活動に関わる構成団体間の調整を図るとともに、被災自治体等との連絡調整を行う。

- (2) 被災地の情報収集等
 - ア) 災対本部等から被災状況や避難所の設置状況等の情報収集を行うとともに、避難所におけるペット同行避難者の配慮について、文書を発出する。(参考資料3)
 - イ)動愛センターを通じ、被災地のペット同行避難所設置状況の確認や、被災地における飼い主不明動物の収容状況を確認する。
 - ウ)マスコミの対応をする。
- (3) 動愛センターとの情報共有等

動愛センターにおける動物用資材等の救援物資の在庫状況、職員派遣状況等の情報 共有を行い、必要に応じて予算確保等を行う。

- (4) 県獣医師会との情報共有等 災害獣医療活動状況について情報共有を行う。
- (5) 動愛財団との情報共有等

活動可能な登録ボランティアについての情報共有を行い、必要に応じて派遣を依頼する旨の情報を入れておく。

- (6) その他関係機関等との情報共有等
 - ア) 指定団体と支援を要請した動物用資材等救援物資の配達状況等の情報共有を行う。
 - イ)環境省等と被災地の状況や人員派遣状況についての情報共有を行う。
 - ウ) 岡山市及び倉敷市の動向について情報共有を行う。
 - エ) 岡山市及び倉敷市が甚大な被害を受けるなど、災害時動物対応が困難な場合は、職員の派遣の要否等について調整する。
- 2 動愛センター(現地対策チーム事務局)が行う事項
- (1) 現地対策チームにおける活動

現地対策チームが設置された場合、直ちに被災自治体に対して設置した旨連絡するとともに、動愛センター所長名で設置通知を発出する。

(2) 県生活衛生課(救護本部事務局)との情報共有等

被災地のペット同行避難所設置状況や、被災地における飼い主不明動物の収容状況、 また、動愛センターにおける動物用資材等の救援物資の在庫状況、職員派遣の状況等に ついて、県生活衛生課(救護本部事務局)と情報を共有する。

(3) 動物用資材等支援物資の管理

指定団体からの支援物資の受入れ及び払出については、整理簿を備え付け、管理を行う。(参考資料4)

- (4)被災動物の保護収容等
 - ア)被災地に飼い主不明の動物が多数放浪している場合、積極的に保護収容を行い、動

愛センターにおいて狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び岡山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき対応する。

- イ)保護収容した動物については、法令に則り適切に対応することとし、保護収容期間 については、必要に応じて救護本部会議に諮るものとする。
- (5)動物の保護収容業務委託業者への指示 委託契約書及び仕様書の範囲内で活動を指示する。
- (6) 動物取扱業者及び特定動物飼養者の被災状況確認等
 - ア)被災地の動物取扱業者及び特定動物飼養者に対して、動物の逸走等の被害の有無について早急に確認する。
 - イ)動物の逸走がある場合は、速やかに県生活衛生課に連絡するとともに、必要に応じて地元警察にも連絡し、必要な対策をとる。

3 県獣医師会が行う事項

- (1) 災害協定に基づき、被災地又は避難所におけるペットの治療や健康相談等について対応する。
- (2)活動内容については、逐次、救護本部に報告して情報共有を図るとともに、被災地への県職員の派遣等が必要な場合は、県生活衛生課に相談する。
- (3)動物救済に係る寄附の口座を開設し、適切に管理を行う。なお、その使途については、救護本部会議で協議の上、決定する。

4 動愛財団が行う事項

- (1) 災害協定に基づき、被災地又は避難所におけるペットの管理、登録ボランティアの 管理、指定団体以外の動物愛護団体等から提供のあった動物用資材の管理を行う。
- (2)活動内容については、逐次、救護本部に報告して情報共有を図る。
- (3) その他、必要な活動等については、県生活衛生課と調整の上、実施する。

- V 避難所開設期(4日~1か月目)の対応
- 1 県生活衛生課が行う事項
- (1) 救護本部会議の事務

日程調整等、救護本部会議の開催の準備を行う。

- (2) 被災地の情報収集及び職員の派遣調整等
 - ア) 災対本部や現地対策チーム等から、被災状況や避難所の設置状況等の情報収集を行 うとともに、被災市町村に対して応急仮設住宅へのペット同行避難者の配慮につい て、文書を送付する。(参考資料5)
 - イ) 現場職員の派遣要請等があった場合は、職員の派遣について調整を行う。
 - ウ)マスコミの対応をする。
 - エ) 避難所等において、ペット同行避難者の受入れに関するトラブル等があった場合 は、速やかに市町村担当者または動愛センターに対応を依頼する。
- (3) 動愛センターとの情報共有等
 - ア)動愛センターにおいて備蓄している動物用資材等について、払出状況等を確認の 上、不足している場合は、必要に応じ予算確保を行う。
 - イ) 指定団体に支援を要請した動物用資材等の受入れ管理を行う。
- (4) 県獣医師会との情報共有等 県獣医師会が行っている災害獣医療活動状況について情報共有を行う。
- (5) 動愛財団との情報共有等
 - ア) 必要に応じて、登録ボランティアの派遣を依頼する。
 - イ) 県内の動物愛護団体から動物用資材等の提供があった場合は、受付窓口対応や、集まった支援物資について、一時仮置きや配布の仕分け等を依頼する。
- (6) 救護本部構成団体以外の団体の活動認定
 - ア) 救護本部構成団体以外の団体から救護活動の支援を行いたい旨の申出があった場合は、当該団体は、「岡山県動物救護本部関連活動団体認定申請書」(参考資料 6) を提出するものとする。当該団体の活動については、救護本部構成団体が認めた場合は、その活動で生じた費用の一部を動物救済寄附から支出することができる。当該団体は、認定した活動計画及び必要経費の範囲内で活動しなければならない。
 - イ)上記は、活動終了後、速やかに救護本部長あてに実施報告書(**参考資料7**)を提出しなければならない。

2 動愛センターが行う事項

- (1)被災自治体の情報収集等
 - ・被災自治体の状況について、避難所においてペット同行避難者とのトラブルがある かどうかなど情報収集を行う。
 - ・被災自治体職員が不足している場合は、県生活衛生課に情報提供を行う。
- (2)被災ペットの保護収容等
 - ・引き続き、被災地に飼い主不明の動物が多数放浪している場合、積極的に保護収容を 行う。
 - ・保護収容した動物については、関係法令に則り適切に対応することとし、保護収容期

間については、救護本部が定めた期間内とする。

- ・保護収容した動物については、個体情報を広く広報して、飼い主への返還に努める。 (参考資料8)
- ・被災した飼い主から、飼うことができなくなったペットの引取り相談があった場合 は、飼い主とよく話し合った上で引取りに応じ、動愛財団や動物愛護団体と協働して、 譲渡活動を行う。
- ・被災した飼い主からペットの一時預かりの依頼があった場合は、預かり期間等を飼い主とよく話し合った上で預りに応じる。

(3)ペット同行避難者への指導等

・被災自治体からペット同行避難者について問い合わせがあった場合、適切にアドバイス等を行い、その内容を記録しておく。

(4)動物用資材等支援物資の管理

- ・動物用資材等の購入については、県生活衛生課と協議の上、適宜、購入する。
- (5) 動物取扱業者及び特定動物飼養施設の被災状況確認等
 - ・動物取扱業者及び特定動物飼養者に対しては、状況を把握し、必要な手続きについて 適切に指導する。

3 県獣医師会が行う事項

- ・引き続き、災害協定に基づく、被災地又は避難所におけるペットの治療や健康相談等 について対応する。
- ・引き続き、動物救済寄附の管理を行う。その使途については、救護本部会議で協議の 上、決定する。
- ・包括協定に基づき、県が認めた公衆衛生活動期間内の活動については、一部について、県が費用弁償することが可能であることから、公衆衛生活動への参加について県生活衛生課と相談の上、県保健福祉課に申請を行う。

4 動愛財団が行う事項

- ・災害協定に基づき、被災地又は避難所におけるペットの管理、登録ボランティアの管理、指定団体以外の動物愛護団体等から提供のあった動物用資材の管理を行う。
- ・活動内容については、逐次、県生活衛生課に報告して情報共有を図る。
- その他、必要な活動等については、県生活衛生課と調整の上、実施する。

VI 応急仮設住宅入居期(1か月目~)の対応

- 1 県生活衛生課(動物救護本部事務局)が行う事項
- (1) 救護本部会議の事務
 - ・救護本部会議の開催、日程等の調整を行うとともに、本部長名による開催通知の発出 を行う。
 - ・連絡調整等の記録は逐次まとめておく。
 - ・救護本部が活動停止(解散)を決定した場合、構成員及び被災自治体に対して通知を 発出する。
 - ・活動停止 (解散) については、指定団体及び環境省等にも情報提供を行う。
- (2)被災地の情報収集等
 - ・県災害対策本部や現地対策チーム等から、被災状況や避難所の設置状況等の情報収集を行い、必要に応じて、担当者が現場の状況を確認し、現場の情報を本部長に報告する。
 - マスコミの対応をする。
- (3) 動愛センターとの情報共有等
 - ・動愛センターにおいて備蓄している動物用資材等について、払出状況等を確認の上、 不足している場合は、必要に応じ予算確保を行う。
- (4) 県獣医師会との情報共有等
 - ・県獣医師会が行っている災害獣医療活動状況について情報共有を行い、終了時期の 確認を行う。
- (5) 動愛財団との情報共有等
 - ・登録ボランティアの活動状況について情報共有を行った上で、活動の終了時期の確認を行う。
 - ・県内の動物愛護団体からの支援物資について、余剰がある場合は、その処理方針について協議を行う。

2 動愛センターが行う事項

- (1) 被災自治体の情報収集等
 - ・引き続き被災自治体の状況について、特に、応急仮設住宅における被災ペットの受入れについて情報収集を行い、必要に応じて助言を行う。
- (2)被災ペットの保護収容等
 - ・動愛センターで保護収容した被災動物について、飼い主不明の動物、事情により飼い 主が所有権を放棄した動物については、適正な飼養管理が可能な新たな飼い主へ譲渡 するよう努める。
- (3) 応急仮設住宅の衛生管理指導等
 - ・被災自治体から応急仮設住宅におけるペットの受入れについて質問や指導依頼等が あった場合、動愛センターがアドバイスを行い、その内容を記録しておく。
- (4)動物用資材等の払出し管理
 - ・動物用資材等について、余剰が生じたものについては、災害時における備蓄用資材として引き続き備蓄を行うとともに、使用期限が短い餌などについては、なるべく使用

するようにする。

- (5) 動物取扱業者及び特定動物飼養者の被災状況確認等(継続)
 - ・動物取扱業者及び特定動物飼養者に対しては、状況を把握し、必要な手続きについて 適切に指導する。

3 県獣医師会が行う事項

- ・災害獣医療活動状況について情報共有を行い、終了時期が決定した場合は、県生活衛 生課に報告する。
- ・動物救済に係る寄附について、精算が終了するまで口座管理を行い、精算終了時点において決算報告を作成し、監事2名の監査を受ける。

4 動愛財団が行う事項

・動物ボランティアの管理、指定団体以外の動物愛護団体等から提供のあった動物用 資材の管理等について対応し、活動終了時期が決定した場合は、県生活衛生課に報告 する。

岡山県災害時動物対応緊急連絡先一覧

連絡先	電話番号
岡山県保健医療部生活衛生課食の安全推進班	086-226-7338
岡山県動物愛護センター	086-724-9512
岡山市保健福祉局保健福祉部保健管理課生活衛生係	086-803-1276
倉敷市保健所生活衛生課動物管理係	086-434-9829
公益社団法人岡山県獣医師会	086-243-1879
公益財団法人岡山県動物愛護財団	086-724-3288